

岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 鳥獣による農林水産物の被害防止を図るため、予算の範囲内において補助金及び奨励金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号。以下「国交付要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号。以下「国実施要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号。以下「国実施要領」という。）、岡山県農林水産業統合補助金交付要綱（平成19年3月22日農企第530号）、有害獣捕獲強化対策事業実施要領（平成30年4月1日鳥獣対第3号。以下「捕獲強化実施要領」という。）、有害鳥獣駆除班活動奨励事業実施要領（平成29年3月31日鳥獣対第218号。以下「駆除班実施要領」という。）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の名称、補助及び奨励（以下「補助」という。）の目的、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業要件は、別表に掲げるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助事業者としないことができる。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、別表補助金の名称の欄に掲げる補助金の名称における同一事業につき、同一事業者に対し、同一年度内に1回までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助金については、それらに定める回数とする。

(1) 有害鳥獣捕獲奨励金 イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス及びカモ（岡山市が委任を受けている捕獲許可の対象鳥獣に含まれるものに限る。以下同じ。）ごとに同一年度内に2回

(2) 捕獲促進奨励金 イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス及びカモごとに同一年度内に1回

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金額は別表の補助金の名称の欄に掲げる補助金の区分に応じ、補助対象経費の合計額に同表補助率欄に掲げる補助率を乗じて得た額で、同表の補助限度額欄に掲げる額を上限として、市長が定める額とする。ただし、有害鳥獣捕獲奨励金及び捕獲促進奨励金については、次に掲げる鳥獣の種類ごとに当該各号に定める額を捕獲頭数に乗じて得た額を上限として、市長が定める額とする。

鳥獣名	有害鳥獣捕獲奨励金		捕獲促進奨励金
	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭・羽)	上限単価 (円／頭・羽)
イノシシ、ニホンジカ（成獣）	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	21,000	6,000
	埋設・焼却処分を行い書類確認した場合	17,000	
イノシシ、ニホンジカ（幼獣）		11,000	6,000
ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ		2,000	1,000
カワウ、カラス、カモ		1,000	800

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、有害鳥獣捕獲奨励金、捕獲促進奨励金及び捕獲活動推進対策補助金については、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請に係る添付書類）

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のいずれかとする。ただし、別表の補助事業者欄に掲げる町内会及び捕獲活動に従事した駆除班並びに第5条第1項ただし書の規定による補助金の追加交付の申請をしようとする者については、それらの書類の提出は要しない。

（1）市税を完納していることを証明できる書類

（2）市税納付状況確認同意書（別記様式）

第9条 規則第5条第1項第1号から3号に規定する事業計画書、補助事業等に係る経費の収支予算書及び補助事業等に係る前年度決算書は要しない。

（交付決定前の着手）

第10条 補助金の交付決定前の事業着手については、事業の内容及び実施時期を勘案して適当と判断される場合に限り、これを認めることとする。

（状況報告の免除）

第11条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

（着手及び完了届の免除）

第12条 有害鳥獣捕獲奨励金、捕獲促進奨励金、有害鳥獣駆除班活動奨励金及び捕獲活動推進対策補助金については、規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月20日 岡農水第1522号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年5月29日 岡農水第341号）

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年11月13日 岡農水第1048号）

この要綱は、平成27年11月15日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年2月4日 岡農水第1377号）

この要綱は、平成28年2月4日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月16日 岡農水第1637号）

この要綱は、平成28年3月16日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

平成27年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日 岡農水第77号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 岡農水第50号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日 岡農水第1081号）

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

附 則（令和3年3月22日 岡農水第1180号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日 岡農水第342号）

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則（令和4年4月1日 岡農水第541号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日 岡農水第1047号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

補助金の名称	補助の目的	補助事業者	補助事業者の条件	補助事業	補助事業要件	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金申請時期
有害鳥獣捕獲奨励金	有害鳥獣の捕獲による農林水産物の被害防止	捕獲者（個人又は団体）	市内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく適法捕獲者	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス及びカモの有害捕獲	市内で有害捕獲した鳥獣であること。	—	—	第7条第1項に定める額	1回目 8月31日まで 2回目 2月28日まで
捕獲促進奨励金	狩猟捕獲による農林水産物の被害防止	狩猟者（個人又は団体）	市内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく適法捕獲者	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス及びカモの狩猟による捕獲	市内で猟期に狩猟により捕獲した鳥獣（鳥獣保護法第1条に基づく狩猟に限る）であること。	—	—	第7条第1項に定める額	3月21日まで

有害鳥獣 駆除班活 動奨励金 1 活動費 2 体制 整備費	有害鳥獣 の捕獲に よる農林 水産物の 被害防止	1 捕獲 活動に 従事し た駆除 班 2 捕獲 活動に 従事し た駆除 班又は 猟友会 各分会	1 市内に おいて岡 山県岡山 地区猟友 会各分会 により編 成された 駆除班で 延 7 0 人 以上出動 した班 2 市内に おける岡 山県岡山 地区猟友 会各分会 及び各分 会により 編成され た駆除班	有害鳥 獣の捕 獲活動	市内にお いて「鳥獣捕 獲許可等事 務処理要 領」（昭和 59年自保第 307号）に規 定する有害 鳥獣の駆除 活動である こと。	1 「駆除 班実施要 領」別表 及び駆除 班の編制 その他活 動に要す る経費 2 駆除班 の臨時的 な体制整 備に要す る経費	1 県費分 について は「駆除 班実施要 領」別表 及び活動 実績によ る。市費分 については 定額 2 事業に 係る経費	1 県費分 について は一駆除 班につき 上限 9 5, 0 0 0 円 市費につ いては、 予算の範 囲内 2 予算の 範囲内	1 3 月 1 5 日ま で 2 随時
有害獣捕 獲柵補助 金	有害獣の 捕獲によ る農作物 等の被害 防止	町内会 又は猟 友会等	市内の町 内会又は 猟友会等	有害獣 の捕獲 柵を購 入して 行う事 業	市内にお いてイノシ シ、ニホン ジカ又はカ ラスを確実 に捕獲でき ると認めら れる柵を購 入すること。 と。	捕獲柵購 入に係る 費用。た だし、運 搬費・人 件費等は 含まない。	2 / 3	一基当 たり 1 2 6, 0 0 0 円	随時
捕獲活動 推進対策 補助金	狩猟免許 の取得を 促進し、 有害獣の 捕獲強化 を推進す る。	岡山市 内の岡山 県岡山 地区猟友 会各分会	岡山市内 の岡山県 岡山地区 猟友会各 分会で新 規に狩猟 免許を取 得した者 及び新規 に銃所持 許可を取 得した者 がいる分 会	狩猟免 許取得 を推進 する事 業	岡山市内 に居所を 置く者で、 狩猟免許 （第 1 種 銃猟、第 2 種銃猟、 わな猟）を 新たに取 得し、猟 友会に入 会した会 員及び新 規に銃所 持許可を 取得した 者がいる こと。	「有害獣 捕獲強化 対策事業 実施要 領」別表 中「3 新 規狩猟免 許申請手 数料等助 成」及び 「4 銃所 持許可申 請手数料 等助成」 の定める 経費	—	—	2 月 2 8 日ま で

対策協議 会活動補 助金	鳥獣によ る農林水 産業等に 係る被害 の軽減に 資すること。	岡山市 地域鳥 獣被害 防止対 策協議 会	鳥獣被害 防止総合 対策交付 金実施要 領に定め る協議会	対策協議 会の被害防 止等に資する 活動	岡山市鳥獣 被害防止計 画に基づき 総合的かつ 計画的に実 施すること。	対象事業 の実施に 係る経費 (国・県 の補助を 受けた場 合はその 経費を除 く。)	定額 (ただ し、協議 会構成団 体は、こ の限りで ない。)	—	2月 28日ま で
--------------------	--	--------------------------------------	--	-------------------------------	---	---	---	---	-----------------

※ただし、補助金申請時期が休日に当たるときは、岡山市の休日を定める条例第2条の規定を準用するものとする。

様式第1号(第8条関係)

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)第5条第1項の規定に基づく補助金交付申請にあたり、下記のとおり市税納付状況の確認を受けることに同意します。また、市税に滞納がある場合、岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱別表補助金の名称欄に定める補助事業に係る補助金の交付決定を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

補助年度	年度	補助金等の名称		
補助事業の目的及び内容				
納付状況確認同意者 (上記同意内容及び誓約 内容に異議なき場合は署 名又は記名押印するこ と)	住 所	氏 名	印	
※担当課所見				

注 ※印の欄は記入しないこと。